

奈良県災害福祉支援ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、大規模災害時に福祉専門職等が連携し、要配慮者への福祉支援を円滑に行うため、奈良県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

(3) 福祉専門職等

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所において利用者の援助に当たる者

(4) 奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT:Disaster Welfare Assistance Team）

福祉専門職等により構成され、大規模災害時に避難所、福祉避難所及びその他大規模災害時に要配慮者を受け入れる施設等において要配慮者を支援するチーム

(活動)

第3条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

(1) 大規模災害時における被災地（県内及び県外）への福祉支援に係る体制整備に関すること。

(2) 大規模災害時における奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成、派遣及び受援等の活動調整に関すること。

(3) 奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT）のチーム員の登録及び研修・訓練に関すること。

(4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。

(5) 奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT）に関する周知・啓発に関すること。

(6) その他災害時における福祉支援活動に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 ネットワークは、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワークに会長を置き、奈良県福祉医療部長をもって充てる。
- 3 会長はネットワークの会務を総理する。
- 4 ネットワークに副会長を置き、奈良県福祉医療部企画管理室長及び奈良県社会福祉協議会常務理事をもって充てる
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 6 ネットワーク本部は、奈良県福祉医療部に置く。

(会議)

第5条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(部会)

第6条 ネットワークの活動に関して専門的に検討を行うため、ネットワークに部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、奈良県福祉医療部企画管理室及び社会福祉法人奈良県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

別表（第4条関係）

福祉施設関係団体	小規模多機能型居宅介護奈良県ネットワークの会
	奈良県社会福祉法人経営者協議会
	奈良県心身障害者施設連盟
	奈良県児童福祉施設連盟
	奈良県知的障害者施設協会
	奈良県保育協議会
	奈良県老人福祉施設協議会
	奈良県老人保健施設協議会
	公益社団法人日本認知症グループホーム協会奈良県支部
福祉関係職能団体	NPO法人奈良県介護支援専門員協会
	一般社団法人奈良県介護福祉士会
	一般社団法人奈良県社会福祉士会
	奈良県精神科ソーシャルワーカー協会
	公益社団法人日本精神保健福祉士協会奈良県支部
	日本ホームヘルパー協会奈良県支部
その他団体	奈良県障害者福祉連合協議会
	奈良県民生児童委員連合会
	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
	奈良県